

平成24年産
米の放射性物質検査(結果)

安全です!
大田原市産の米



県では、県内の全市町(旧市町村)を対象に平成24年産米の放射性物質検査を実施しています。

検査により、大田原市(全区域)について安全性が確認されましたので、出荷・販売されます。

■問い合わせ 文 3階
農政課農産園芸係

TEL (23) 8292

平成24年産大豆およびそばの放射性物質検査

県では、平成24年産大豆およびそばについて国から示された考え方に基づき、放射性物質モニタリング(抽出)検査を行うことになりました。

●基本的な考え方

農産物の安全の確保に万全を期すため平成23年産大豆およびそばの調査や土壌中の放射性セシウム濃度により、重点検査区域とその他の区域に分けて実施します。

●検査の方針と検査密度

国の検査方針に基づいて検査区域や検査点数を下表のとおり設定します。

【大豆・そばの検査区域および検査点数】

対象区域	旧市町村	検査密度	検査点数	
			大豆	そば
①23年産大豆またはそばの検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村		[大豆] 平均作付面積 2 ha 当たり1点 [そば] 平均作付面積 1 ha 当たり1点		
②上記の旧市町村に隣接する旧市町村	金田村 川西町		125 15	12 2
③その他の旧市町村	大田原町 親園村 野崎村 佐久山町 西那須野町 (現加治屋地内) 湯津上村 黒羽町 須賀川村 両郷村	旧市町村当たり3点 ※50Bq/kg 超の放射性セシウムが検出された場合は、上欄の密度に検査強化	3 3 3 3 3 3 3 0 0 2	0 2 1 0 3 3 1 1 1 3

●出荷制限

検査区域ごとに全検体の検査結果が判明するまで出荷自粛をお願いし、当該地域の全検体が基準値100ベクレル/kg以下であった場合に出荷自粛が解除されます。解除となるまでは、出荷・販売・譲渡などを控えてください。

●検査結果のお知らせ

検査結果が分かり次第J・A・市などを通じて速やかにお知らせします。

〈検査区域内のすべての検体が基準値以下の場合〉

当該地域の出荷自粛が解除されます。

〈検査区域内で1検体でも100ベクレル/kgを超過した場合〉

当該地域の出荷が制限されます。基準値以下であっても50ベクレル/kgを超える検体が検出された場合は、さらに詳細な検査が実施されます。

平成23年度決算に基づく

本市財政の「健全化判断比率」の公表

平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されました。

この法律により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指数としての「健全化判断比率等」を算出し、監査委員の審査を経て議会への報告や住民に公表することが義務付けられました。

この比率が地方公共団体ごとの財政規模から算出する基準値を超えた場合は、財政状況が健全ではないと判断されます。この場合には早急に改善策を講じて、財政が破たんする前に健全化を図ることになります。

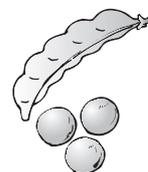
今回は平成23年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

■問い合わせ

那須農業振興事務所企画振興部
TEL (23) 2151

那須農業振興事務所経営普及部
TEL (22) 2826

市農政課農産園芸係 文 3階
TEL (23) 8292



■算出・公表する比率

① 実質赤字比率

一般会計等において歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字額)の標準財政規模に対する比率であり、市全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの。

③ 実質公債費比率

一般会計等の公債費など(借入金)の返済などの標準財政規模に

する比率(過去3力年の平均)であり、公債費への財政負担と資金繰りの程度を示すもの。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の高残など)の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

⑤ 資金不足比率

上水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

※「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税等)の標準的な大きさを示す指標。サラリーマンの収入でいえば、「所定内給与」にあたるもの。

■ 対象となる会計

地方公共団体には議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上される「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う場合の「特別会計」があります。健全化判断比率の算出は、これらすべての会計を対象としています。

さらに、那須地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合、栃木

県後期高齢者医療広域連合などが負担金や補助金を支出した団体なども比率算出の対象となります。

■ 平成23年度の結果

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率については、歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

実質公債費比率と将来負担比率については、大規模な建設事業のために借入れた借入金の返済金は増加したものの、平成23年度の借入金額は前年度を下回り、また普通交付税の増加や基金の積み立てによって返済または残高に対する実質的な負担額は減少しているため、両比率とも昨年度との比較で下降することになりました。

判断区分と取り組み内容

健全段階

- ① 指標の公表
- ② 健全化の維持



早期健全化段階

- ① 財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける)
- ② 上記計画の実施状況を議会へ報告、公表
- ③ 早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県からの勧告がある

財政再生段階

- ① 財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける)
- ② 公共事業の財源としての地方債(借入金)を起すことが制限されることがある
- ③ 当該計画を推進するための特別な地方債を起すことが可能となる
- ④ 財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

健全化判断比率から判断される本市の平成23年度末の財政状況は、この法律の定める「早期健全化基準」を大きく下回り、「健全段階」であります。

● 今後の財政運営

平成24年度は、慢性化しつつあるデフレと円高、雇用情勢の悪化などといった厳しい社会経済情勢を背景に市税の大幅な減収が見込まれる一方で、大田原赤十字病院建設費補助事業や中心市街地再開発事業などの大型事業の実施により歳出予算の増加を見込んでおります。さらに、景気は足踏み状態にあり失業率が高水準にあることから、生活保護費は増加し、医療扶助費も年々増加傾向にあります。

このような状況が続くと、今後は

【平成23年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率】

区分		① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	⑤ 資金不足比率
大田原市	平成23年度	—	—	12.3%	76.7%	—
	平成22年度	—	—	12.6%	91.6%	—
早期健全化基準		12.54%	17.54%	25.0%	350.0%	
財政再生基準		20.00%	30.00%	35.0%		
経営健全化基準						20.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は赤字や資金不足ではないため「—」で表示しています。

比率の上昇が予想されるところであります。今現在の状況を維持しつつも一層の財政健全化に取り組み、より健全な財政運営に努めてまいります。

問い合わせ
財政課財政係
TEL (23) 8797